

長岡市告示第214号

用途地域の指定のない区域における建築物の形態制限の指定変更について（告示）

長岡都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第8号、第53条第1項第6号、法別表第3（に）欄の5の項及び第56条第1項第2号ニの規定により定める数値を、次のとおり変更します。

なお、当該変更に関する図書を、長岡市都市整備部建築・開発審査課において、縦覧に供します。

令和6年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

区 域	面 積	法第52条第1項第8号の規定により定める数値 (容積率)	法第53条第1項第6号の規定により定める数値 (建ぺい率)	法別表第3（に）欄の5の項の規定により定める数値 (道路斜線制限の勾配)	法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値 (隣地斜線制限の勾配)
1 長岡都市計画区域、栃尾都市計画区域及び川口都市計画区域の用途地域の指定のない区域（2の項から11の項までの区域を除く。）	約29,673.7 ha	10分の20	10分の7	1.5	1.25
2 高町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目の各全部（高町団地）	約27.7 ha	10分の8	10分の5	1.25	1.25
3 長峰町の全部（長峰団地）	約21.2 ha	10分の8	10分の5	1.25	1.25
4 上除町字野田及び石動町字金輪の各一部（ウエストアベ	約6.8 ha	10分の20	10分の6	1.25	1.25

ニュー日越)					
5 宮下町字榎町及び富島町字水フケの各一部（宮下工業団地）	約 8.6 ha	10 分の 20	10 分の 6	1.25	1.25
6 亀貝町字沢美の一部（亀貝地区）	約 1.3 ha	10 分の 8	10 分の 5	1.25	1.25
7 滝谷町字古新田の 一部（滝谷地区）	約 3.0 ha	10 分の 8	10 分の 5	1.25	1.25
8 西津町字本田の一部（西津地区）	約 1.7 ha	10 分の 20	10 分の 6	1.25	1.25
9 富島町字水フケ及び字屋敷添の各一部（富島地区）	約 1.1 ha	10 分の 8	10 分の 5	1.25	1.25
10 福戸町字本所の一部（福戸地区）	約 1.0 ha	10 分の 8	10 分の 5	1.25	1.25
11 浦瀬町の一部 （山本地区）	約 1.4 ha	10 分の 8	10 分の 5	1.25	1.25